

2026年3月18日
株式会社日本政策金融公庫**TKC全国会及び株式会社TKCとの
「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫、代表取締役総裁：田中 一穂）は、3月17日付で、TKC全国会（会長：坂本孝司）及び株式会社TKC（代表取締役：飯塚真規）と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しました。

近年、頻発・激甚化している自然災害や、感染症の発生等、様々な危機への備えが重要になっています。かかる中、日本公庫は、危機事象の発生時においても、事業者に対し切れ目ない金融サービスを提供するため、各地の民間金融機関と「危機事象発生における業務連携」の覚書を締結してまいりました。（覚書締結先数：2025年12月末時点 294先）

今般の締結は、民間金融機関に加え、TKC全国会及び株式会社TKCと危機事象発生時に連携することで、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう、より強固な体制を整備するものです。詳細は以下のとおりです。

記

1. 業務連携の内容

- （1）各々の支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- （2）コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供
- （3）地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施
- （4）日本公庫が被災した際の一時的な執務場所として、TKC全国会及び株式会社TKCの施設の利用
- （5）その他危機事象発生時に必要となる連携

2. 連携開始日

2026年4月1日

3. 連携イメージ



3者の強みを活かし、「タイムリーな情報連携」、「税理士の伴走による支援強化」及び「TKCモニタリング情報サービス等のデジタルインフラ活用による効率化」などにより、被災事業者への迅速な資金供給を実施

(日本公庫)



(TKC全国会)



(株式会社TKC)

